

寄附金取扱規程

令和8年3月23日
規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）への寄附金の取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「寄附金」とは、機構の業務の奨励を目的として寄附される現金及び有価証券をいう。
- (2)「寄附者」とは、寄附金を機構に寄附しようとする外部の機関又は個人をいう。
- (3)「寄附目的部署」とは、寄附者が示す寄附の目的に該当する業務を担当する本部の部署をいう。
- (4)「一般寄附金」とは、寄附金のうち、寄附者が寄附の申し出に当たり、あらかじめ使途を特定しないものをいう。
- (5)「使途特定寄附金」とは、寄附金のうち、寄附者が寄附の申し出に当たり、あらかじめ使途及び使用期間を特定するものをいう。
- (6)「募集特定寄附金」とは、寄附金のうち、機構が寄附の募集に当たり、あらかじめ使途を特定するものをいう。

(受入基準)

第3条 機構は、寄附金の趣旨及び目的が次の各号に掲げる事項のすべてに該当するとき、その寄附金を受け入れることができるものとする。

- (1) 寄附金が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第3条に定める目的の達成に資すると認められるものであること。
- (2) 寄附金の受入れにおいて、次に掲げるいずれの条件も付されていないこと。
 - イ 寄附者に寄附の対価として利益又は便宜を供与すること。
 - ロ 寄附者が寄附金の経理について監査を行うこと。
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
 - ニ 寄附金により取得した財産を寄附者に無償で譲渡又は使用させること。
- (3) 寄附金を受け入れることにより、機構の業務又は財政に特段の負担又は支障がないと認められること。
- (4) 寄附者が反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第5号）第2条に規定

する反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係を有する者でないこと。

(一般寄附金及び使途特定寄附金の受付)

第4条 一般寄附金及び使途特定寄附金（以下「一般寄附金等」という。）の受付は、寄附者から理事長あてに提出される寄附金申出書（様式1）の受理により行う。

(一般寄附金等の受入審査等)

第5条 機構は、寄附者から寄附金申出書（様式1）を受理した場合は、一般寄附金等の受入れについて、第3条の受入基準に基づき審査を行う。

2 理事長は、前項の審査の結果を踏まえ、一般寄附金等の受入れの可否を決定する。

3 前項により一般寄附金等を受け入れることを決定した場合は、機構は、寄附金受入決定通知書（様式2）を寄附者に送付するものとする。

4 第2項により一般寄附金等を受け入れないことを決定した場合は、機構は、寄附者に対しその旨を通知するものとする。

5 第3項に基づき寄附者から一般寄附金等の入金があった場合は、機構は、寄附金受領書（様式3）を当該寄附者に送付するものとする。

6 本条に定める手続に係る事務は、企画部がこれを行う。

(一般寄附金等の管理等)

第6条 一般寄附金等については、受理した寄附金申出書（様式1）を基に、企画部が経理部と調整の上で受入勘定及びその金額並びに寄附目的部署を決定し、経理部が管理するものとする。

2 一般寄附金等については、寄附目的部署のほか、必要に応じて施設（組織規程（平成15年規程第1号）第5条に規定するもの及び同規程の他の規定によりこれらに置くものをいう。以下同じ。）において執行することができる。

(使途特定寄附金の執行等に関する調整)

第7条 寄附目的部署及び施設は、経理部と調整の上、使途特定寄附金の寄附金相当額を寄附の目的に沿って適切に執行しなければならない。

2 前項の調整内容は、執行の方法、時期その他の所要の事項とする。

3 寄附目的部署は、執行を見込む使途特定寄附金が第12条各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該寄附金の取扱いについて経理部に協議することとする。

4 施設は、執行を見込む使途特定寄附金が第12条各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該寄附金の取扱いについて寄附目的部署に協議することとする。

5 使途特定寄附金の使用期間は、適正かつ合理的な理由があると理事長が認めたときは、延長することができる。

(募集特定寄附金の募集等)

第8条 特定の使途に充てる寄附金を募集しようとする部(室・センター)(組織規程第2条第1項及び第2項に基づき本部に置く各組織をいう。以下「担当部」という。)の長は、寄附金募集計画書(様式4)を企画部長に提出することにより、募集特定寄附金の募集を企画することができる。

- 2 企画部長は、前項の寄附金募集計画書(様式4)の提出があった場合は、担当部の長と協議の上、理事長に提案するものとする。
- 3 理事長は、前項の提案を受けた場合は、募集特定寄附金の使途及び募集の可否を決定するものとする。

(募集特定寄附金の受付、受入審査等)

第9条 第4条及び第5条の規定は、これらの規定中「一般寄附金等」を「募集特定寄附金」、「様式1」を「様式5」と読み替えて、募集特定寄附金の受付、受入審査等について準用する。

(募集特定寄附金の管理等)

第10条 募集特定寄附金については、第8条第1項により寄附金募集計画書(様式4)を提出した担当部が管理するものとする。

- 2 募集特定寄附金については、担当部のほか、寄附金募集計画書(様式4)の記載内容に基づき担当部が指定する施設(以下「指定施設」という。)において執行することができる。

(募集特定寄附金の執行等に関する調整)

第11条 担当部及び指定施設は、経理部と調整の上、寄附金募集計画書(様式4)の記載内容に基づき適切に執行しなければならない。

- 2 前項の調整内容は、執行の方法、時期その他の所要の事項とする。
- 3 担当部は、執行を見込む募集特定寄附金が次条各号のいずれかに該当する場合には、当該寄附金の取扱いについて経理部に協議することとする。
- 4 指定施設は、執行を見込む募集特定寄附金が次条各号のいずれかに該当する場合には、当該寄附金の取扱いについて担当部に協議することとする。
- 5 募集特定寄附金の使用期間は、原則として寄附金募集計画書(様式4)に定める事業実施時期とする。ただし、適正かつ合理的な理由があると理事長が認めたときは、使用期間を延長することができる。

(使途変更)

第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使途特定寄附金及び募集特定寄附金の使途を変更することができる。

- (1) 使途となった事業が終了し、寄附金に残額が生じたとき。
- (2) 使途となった事業が中止されたとき。

(適用除外等)

第13条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する寄附金については、当該寄附金の性質、受入れの目的及び関係規定等を踏まえ、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 国、地方公共団体又は他の独立行政法人からの寄附金であって、当該寄附金の手続又は条件がこの規程によることが適当でないと認められる場合
- (2) その他、理事長が特に必要と認める場合

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、機構における寄附金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。